

敦賀市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した、福祉保健部に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和4年2月16日

敦賀市監査委員	安久	彰
同	中村	淳
同	和泉	明

定期監査結果報告

1 監査の基準

敦賀市監査基準に準拠

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

3 監査の対象

福祉保健部

地域福祉課（地域共生サミット準備室、三島会館、福祉総合センター、やまびこ園、子ども発達支援センター）

健康推進課（健康づくり推進室、健康センター、休日急患センター）

児童家庭課（子ども家庭相談室、子育て総合支援センター（栗野子育て支援センター）、保育園、児童クラブ、児童文化センター、児童センター・児童館）

国保年金課（診療所）

長寿健康課（地域包括支援センター）

4 監査の範囲

令和2年度及び令和3年度（4月から7月末まで）における事務の執行状況及び事業の管理状況

5 監査の実施日

令和3年10月14日、15日

6 監査の実施内容

財務に関する事務の執行及び事業の管理が適正に行われているかについて、正確性、合規性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

7 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事務処理で法令に違反するものはないか。
- (3) 事務事業の執行に当たっては、市民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービ

- スの向上に努めているか。
- (4) その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

8 監査の結果

各課等における財務に関する事務の執行については、監査した範囲において、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、次の事項については、必要な措置を講じるよう求める。

(1) 業務委託契約（単価契約）について

単価契約による業務委託契約について、委託料の支払いに当たっては、内容や件数に係る確実な疎明資料に基づき、請求金額の妥当性を確認するよう努められたい。

【地域福祉課・健康推進課】

(2) 補助金等について

ア 実績に応じて交付する補助金について、補助金額の確定に当たっては、補助事業者から提出される実績報告書を精査するとともに、適宜、疎明資料の提出を求めるなど確実な事務の執行に努められたい。

【長寿健康課】

イ 補助事業者から提出された実績報告書において、添付書類の記載内容に前年度と同様の誤りが見受けられたので、内容を精査するとともに、不備がないよう指導されたい。

また、補助金額の確定に当たっては、適宜、疎明資料の提出を求めるなど確実な事務の執行に努められたい。

【児童家庭課】